

## サービス提供体制強化加算の算定に係る根拠書類について（※事業所に備えておいてください）

サービス種類	加算区分	根拠書類(任意書式)					
		①介護福祉士の資格証の写し	②当該法人における在職証明書(※1)	③従業者ごとの個別研修計画書(実施又は実施予定)(※2)	④1月に1回以上、会議を開催していることわかる書類(※3)	⑤健康診断を定期的実施することがわかる書類	⑥質の向上に資する取組を実施していることが分かる書類(※4)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	加算Ⅰ	○ (適合する要件に応じて①+②)		○	○	○	-
	加算Ⅱ	○ ※該当のある場合は実務者研修、介護職員基礎研修の修了証の写しも	-	○	○	○	-
	加算Ⅲ	○ (適合する要件に応じて①もしくは②) ※該当のある場合は実務者研修、介護職員基礎研修の修了証の写しも		○	○	○	-
地域密着型通所介護	加算Ⅰ	○ (適合する要件に応じて①+②)		-	-	-	-
	加算Ⅱ	○	-	-	-	-	-
	加算Ⅲ	○ (適合する要件に応じて①もしくは②)		-	-	-	-
	加算Ⅲイ及びロ	-	○	-	-	-	-

## サービス提供体制強化加算の算定に係る根拠書類について（※事業所に備えておいてください）

サービス種類	加算区分	根拠書類(任意書式)					
		①介護福祉士の資格証の写し	②当該法人における在職証明書(※1)	③従業者ごとの個別研修計画書(実施又は実施予定)(※2)	④1月に1回以上、会議を開催していることわかる書類(※3)	⑤健康診断を定期的実施することがわかる書類	⑥質の向上に資する取組を実施していることが分かる書類(※4)
認知症対応型通所介護	加算Ⅰ	○ (適合する要件に応じて①+②)		-	-	-	-
	加算Ⅱ	○	-	-	-	-	-
	加算Ⅲ	○ (適合する要件に応じて①もしくは②)		-	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	加算Ⅰ	○ (適合する要件に応じて①+②)		○	○	-	-
	加算Ⅱ	○	-	○	○	-	-
	加算Ⅲ	○ (適合する要件に応じて①もしくは②)		○	○	-	-
認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰ	○ (適合する要件に応じて①+②)		-	-	-	-
	加算Ⅱ	○	-	-	-	-	-
	加算Ⅲ	○ (適合する要件に応じて①もしくは②)		-	-	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	加算Ⅰ	○ (適合する要件に応じて①+②)		-	-	-	○
	加算Ⅱ	○	-	-	-	-	-
	加算Ⅲ	○ (適合する要件に応じて①もしくは②)		-	-	-	-

# サービス提供体制強化加算の算定に係る根拠書類について（※事業所に備えておいてください）

サービス種類	加算区分	根拠書類(任意書式)					
		①介護福祉士の資格証の写し	②当該法人における在職証明書(※1)	③従業者ごとの個別研修計画書(実施又は実施予定)(※2)	④1月に1回以上、会議を開催していることわかる書類(※3)	⑤健康診断を定期的に実施することがわかる書類	⑥質の向上に資する取組を実施していることが分かる書類(※4)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	加算Ⅰ	○ (適合する要件に応じて①+②)		—	—	—	○
	加算Ⅱ	○	—	—	—	—	—
	加算Ⅲ	○ (適合する要件に応じて①もしくは②)		—	—	—	—

## 【注意】

※1 在職証明書:在職期間と職務内容が分かるもの

※2 個別研修計画書:従業者ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画書を作成して下さい。

※3 介護の開催:利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該サービスにおける従業員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていることが分かるよう記録しておいて下さい。

### 【利用者に関する情報や留意事項の伝達】

少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

※4 質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとします。

### (例)

- ・LIFEを活用したPDCAサイクルの構築
  - ・ICT・テクノロジーの活用
  - ・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
  - ・ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること
- 実施にあたっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。